

中間検査に係る特定工程等を指定する告示改正について  
(お知らせ)

各 位

大阪府内建築行政連絡協議会会長

日頃から、当協議会の運営にご理解、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 4 月 1 日の改正建築基準法の全面施行を控え、以下の大阪府内の特定行政庁において、建築基準法第 7 条の 3 第 1 項に規定する特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示を改正しましたので、お知らせします。詳細は、以下 HP 等をご参照ください。

No.	特定行政庁	掲載 HP (以下をクリック)	公示日	施行日	問合せ先	
1	大阪府	大阪府	R7.2.28	R7.4.1	審査指導課	TEL : 06-6210-9724
2	豊中市	豊中市	R7.2.28	R7.4.1	建築審査課	TEL : 06-6858-2422
3	堺市	堺市	R7.2.28	R7.4.1	建築安全課	TEL : 072-228-7936
4	東大阪市	東大阪市	R7.2.28	R7.4.1	建築審査課	TEL : 06-4309-3240
5	吹田市	吹田市	R7.2.27	R7.4.1	開発審査室	TEL : 06-6384-1984
6	高槻市	高槻市	R7.2.26	R7.4.1	審査指導課	TEL : 072-674-7567
7	守口市	守口市	R7.3.5	R7.4.5	住宅まちづくり課	TEL : 06-6992-1698
8	枚方市	枚方市	R7.2.28	R7.4.1	審査指導課	TEL : 072-841-1438
9	八尾市	八尾市	R7.2.28	R7.4.1	建築指導室	TEL : 072-924-8544
10	寝屋川市	寝屋川市	R7.2.28	R7.4.1	審査指導課	TEL : 072-825-2765
11	茨木市	茨木市	R7.2.26	R7.4.1	審査指導課	TEL : 072-620-1661
12	岸和田市	岸和田市	R7.2.28	R7.4.1	建設指導課	TEL : 072-423-9570
13	箕面市	箕面市	R7.2.28	R7.4.1	審査指導室	TEL : 072-724-6866
14	門真市	門真市	R7.2.28	R7.4.1	建築指導課	TEL : 06-6902-6346
15	池田市	池田市	R7.2.28	R7.4.1	審査指導課	TEL : 072-754-6339
16	和泉市	和泉市	R7.2.26	R7.4.1	建築・開発指導室	TEL : 0725-99-8141
17	羽曳野市	羽曳野市	R7.2.28	R7.4.1	建築指導課	TEL : 072-947-3718

【備考】

- ・個別案件への適用の要否等については、各特定行政庁までお問合せください。
- ・大連協 HP においても府内特定行政庁の「特定工程」を掲載しております。ご参照ください。  
(大連協 HP : <https://www.cac-osaka.jp/document/law/step.html>)

【発信元】

大阪府内建築行政連絡協議会 構造部会 事務局

(大阪府 都市整備部住宅建築局

建築指導室審査指導課 確認・検査 G)

担当：長谷川、能勢、西村

TEL : 06-6210-9724、FAX : 06-6210-9719